

個人住民税がかからない方（非課税）

◎均等割も所得割もかからない方(非課税)

1. 生活保護法による生活扶助を受けている方
2. 本人が、障害者、未成年および寡婦又はひとり親に該当する方で、前年中の合計所得金額が135万円以下（給与収入金額2,043,999円以下）の方

◎均等割がかからない方（非課税）

- ・前年中の合計所得金額が、次の算式で求めた金額以下の方

扶養する人がいない場合・・・28万円+10万円

扶養する人がいる場合・・・28万円×（扶養人数+1）+16万8千円+10万円

扶養親族等の 合計人数	非課税規定に該当する 合計所得金額	均等割非課税 となる 給与収入金額	均等割非課税となる 公的年金収入金額	
			65歳未満	65歳以上
0人(本人のみ)	380,000円	930,000円	980,000円	1,480,000円
1人	828,000円	1,378,000円	1,470,667円	1,928,000円
2人	1,108,000円	1,683,999円	1,844,001円	2,208,000円
3人	1,388,000円	2,099,999円	2,217,334円	2,488,000円
4人	1,668,000円	2,499,999円	2,590,667円	2,768,000円

◎所得割がかからない方（均等割 年額5,500円 はかかります。）

1. 所得控除、税額控除により所得割額が算出されない方
2. 前年中の総所得金額等が次の算式で求めた金額以下の方

扶養する人がいない場合・・・35万円+10万円

扶養する人がいる場合・・・35万円×（扶養人数+1）+32万円+10万円

扶養親族等の 合計人数	非課税規定に該当する 総所得金額等	所得割非課税 となる 給与収入金額	所得割非課税となる 公的年金収入金額	
			65歳未満	65歳以上
0人(本人のみ)	450,000円	1,000,000円	1,050,000円	1,550,000円
1人	1,120,000円	1,703,999円	1,860,001円	2,220,000円
2人	1,470,000円	2,215,999円	2,326,667円	2,570,000円
3人	1,820,000円	2,715,999円	2,793,334円	2,920,000円
4人	2,170,000円	3,215,999円	3,260,001円	3,270,000円

※ 扶養親族等（同一生計配偶者・扶養親族）… 本人と生計を一にする配偶者・親族で、前年中の合計所得金額が48万円以下（給与収入金額103万円以下、年金収入金額65歳未満108万円、65歳以上158万円以下）の方。